

証券会社、投資信託委託業者及び投資法人等並びに証券投資顧問業者等の監督等に当たっての留意事項について - 事務ガイドライン -
 (第1部 証券会社等の監督関係)

現 行	改 正 案
<p>5 . 登録金融機関の監督事務</p> <p>5 - 3 登録金融機関の監督事務</p> <p>5 - 3 - 1 登録証券業務に係る留意事項</p> <p>(1) ~ (3) (略)</p> <p>(4) 短期有価証券の売買等の業務を行う登録金融機関にあっては、当該業務全般を担当する部門については、<u>コマーシャル・ペーパーの発行関連業務と融資業務等との間でのいわゆる機微情報の流出入の遮断等に十全を期すること。</u></p> <p>~ (略)</p> <p>(5) ~ (6) (略)</p>	<p>5 . 登録金融機関の監督事務</p> <p>5 - 3 登録金融機関の監督事務</p> <p>5 - 3 - 1 登録証券業務に係る留意事項</p> <p>(1) ~ (3) (略)</p> <p>(4) 短期有価証券の売買等の業務を行う登録金融機関にあっては、当該業務全般を担当する部門については、<u>コマーシャル・ペーパー及び短期社債等(社債等の振替に関する法律に規定する短期社債、保険業法に規定する短期社債、資産の流動化に関する法律に規定する特定短期社債、商工組合中央金庫法に規定する短期商工債券、信用金庫法に規定する短期債券及び農林中央金庫法に規定する短期農林債券をいう)の発行及び売買に関連する業務と融資業務等との間でのいわゆる機微情報の流出入の遮断等に十全を期すること。</u></p> <p>~ (略)</p> <p>(5) ~ (6) (略)</p>

現 行	改 正 案
<p>6 . 自己資本規制関係</p> <p>(新設)</p>	<p>6 . 自己資本規制関係</p> <p>6 - 3 証券会社の自己売買業務に係るリスク管理</p> <p><u>証券会社は、証券取引に係る決済の円滑かつ確実な執行を確保する観点から、保有する有価証券等の価格変動等のリスクを把握・管理する体制を確立することが重要であるが、特に株式の自己売買に係る市場リスクの把握・管理にあたっては、自己資本規制府令第4条第4項の規定に基づき市場リスク相当額を毎営業日把握することに加え、以下の点に留意するものとする。</u></p> <p>(1) <u>株式の自己売買業務に係る適切なリスク管理</u></p> <p>— <u>自社の財務状況等を十分に勘案した適正な自己資本規制比率を設定した上で、株式の自己売買業務に割り当てることのできる最大許容市場リスク額又はこれに相当する合理的な限度枠・リスク額等（以下「許容市場リスク額等」という。）を設定すること。</u></p> <p>— <u>許容市場リスク額等の範囲内で自己売買業務が日々適切に行われているかモニターすること。</u></p> <p>— <u>許容市場リスク額等については、自己売買の損益等自社の財務状況の変化等に応じ、設定した自己資本規制比率を維持する観点から、適時見直す等必要な措置を講ずること。</u></p> <p>(2) <u>日中における自己売買業務の適切な管理</u></p> <p>— <u>株式の自己売買業務については、許容市場リスク額等の範囲内</u></p>

現 行	改 正 案
	<p><u>で行われることを管理する体制を整備すること。</u></p> <p>— <u>日中における株式の自己売買業務が許容市場リスク額等の範囲内で行われることの管理については、</u> <u>に代え、自己売買業務に係る現在の管理手法を勘案した、例えば以下のようなポジション額を用いた近似的な手法により行うことができる。</u></p> <p>イ <u>日中の各時点でのポジション額の合計に、社内であらかじめ</u> <u>定めた日中の損切変動幅を掛け合わせた額が、許容市場リスク</u> <u>額等を上回っていないことを適時確認する手法</u></p> <p>ロ <u>日中の各時点までのポジション額の累計に、社内であらかじめ</u> <u>定めた日中の損切変動幅を掛け合わせた額が、許容市場リス</u> <u>ク額等を上回っていないことを適時確認する手法</u></p> <p>ハ <u>(1)で設定した許容市場リスク額等を踏まえたポジション限</u> <u>度枠をトレーダー毎又はユニット毎に配分した上で、当該ポジ</u> <u>ション限度枠の遵守状況を適時確認する手法</u></p> <p>(3) <u>財務の健全性に大きな影響を与える状況が確認された場合におい</u> <u>て、適切な措置が講じられる体制を整備すること。</u></p>